

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に向けた提言

令和4年4月14日
自由民主党政務調査会
経済成長戦略本部

ロシアのウクライナ侵略に伴う経済的影響に、わが党は早くから警鐘を鳴らしてきた。2月18日には総合エネルギー調査会・経済産業部会の連名で、原油価格高騰に伴うエネルギー価格の上昇への対応にかかる緊急提言を行い、当本部でも3月3日に、物価上昇にあっても国民生活を守り経済活動への悪影響を抑えることをねらいとし、積極的な賃上げと円滑な価格転嫁の実現に向けた提言を行った。その後も、物価上昇が与える多様な影響を念頭に、農林水産関係機関合同で、食料安全保障強化の決議をまとめるなど、必要な対策について引き続き検討を進めてきた。

ウクライナ情勢はなお予断を許さず、国民生活や生産活動にとって欠くことのできない様々な物資の価格も上昇が続いており、最近の円安の進行を含め、金融市場の動向にも注意する必要がある。特に、原油をはじめとするエネルギー、小麦を含む穀物や水産物などの食料、農作物の育成に不可欠な肥料、畜産に必要な飼料、経済活動に必要な原材料物資等の価格は、足下で上昇するだけでなく、先行きの不透明さを背景に今後も不安定に推移する懸念がある。こうした物資の安定的な供給の確保に支障が生じるおそれがあることにも留意しなければならない。また、国民生活に不可欠な電力の安定供給の確保に向けて、原子力を含め、あらゆる電源の最大限の活用を進めていかなければならない。

今後、足下のコストプッシュによる物価上昇が長引く可能性がある状況下、すでに新型コロナの影響を受け経済的に厳しい環境に置かれてきた生活者の暮らしや、中小・小規模事業者の生業への影響、ひいてはわが国の経済社会全般への大きなダメージを回避すべく、緊急かつ機動的な対応が求められる。同時に、現在の消費者物価の基調的な動きにかんがみ、これまでの適切なマクロ経済運営を継続しつつ、賃上げと価格転嫁に取り組み、結果としてデフレから脱却し、健全な経済の体質を作ることにも求められる。

政府はこれまでも、緊急小口資金の特例貸付、生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金、3月4日の「原油価格高騰に対する緊急対策」によるガソリン等の価格抑制など、所要の対応を講じてきた。

総理から3月29日に指示のあった総合緊急対策の策定に当たっては、こうしたこれまでの施策の積み重ねも踏まえながら、なお厳しい状況にある方々に対して、国民目線に立って、より一層丁寧できめ細やかな対応を行い、必要な支援

を迅速かつ的確に届けるという視点が重要である。

具体的には、原油価格高騰については、燃料油に対する激変緩和事業の5月以降の実施に加え、支援幅の上限を超える高騰に対しても一定の支援を行っていく。エネルギー・原材料・食料等の安定供給については、安定的な調達への支援など対策を強化し、食料安全保障の確保を図るなど、危機に強い経済構造を実現していく。原油価格・物価高騰の影響を強く被る中小企業等に対する更なる資金繰り支援、返済に当たっての配慮などニーズに応じたきめ細かな事業者支援を促進する。生活困窮者等への支援については、地方の創意工夫も活かしつつ、真に生活に困っている方々や支援の最前線にいるNPO等にしっかり届くような丁寧な支援を行っていく。

政府には、こうした認識を共有し、原油をはじめ諸物価の高騰による悪影響から国民生活を守り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、新たな対策を策定されたい。その際、時々刻々と変化する事態にスピード感をもって対処する観点から、まずは、一般予備費・コロナ予備費を活用した迅速な対応を優先し、下記の対策を速やかに実行に移されたい。

その上で、原油等の諸物価の高騰が長引けば、経済全般への影響にとどまらず、農林水産業・食品産業、運輸業、建設業、生活衛生関係営業等をはじめとする業種や中小企業、生活困窮者への影響は、今後も継続する可能性がある。こうしたことから、今回の緊急的な対策にとどまらず、今後必要となる事項については引き続き検討を進め、政府が今後新しい資本主義のビジョンと計画を前に進めるための総合的方策をとりまとめる中で、わが党として、政府に更なる対策を求めていく。

記

I. 原油価格高騰対策

(燃料油に対する激変緩和事業)

- 燃料油に対する激変緩和事業は、既に 25 円の支援幅の上限に何度も達している。三党協議の状況を踏まえつつ、また、今後のウクライナ情勢、原油価格の動向を見極めながら、激変緩和事業を 5 月以降も実施し、支援幅の上限を超える高騰に対しても一定の支援を行うことなどを検討すべきである。現在実施しているタクシー用 LP ガスへの支援についても同様とすべきである。また、LP ガスの価格高騰により真に困っている事業者に対する支援についても対応する。
- 「激変緩和事業」の対象として、航空機燃料を追加する等の措置を通じて、燃料費の増分について、適切な支援をすべきである。
- 海運事業や船員教育機関において使用される重油・軽油について、他の油種と同様の支援措置を継続すべきである。

(離島航空路の燃油高騰対策)

- 離島航空路について、本年 3 月に取りまとめられた「原油価格高騰に対する緊急対策」に引き続いて、燃油価格高騰の影響を緩和するための支援がなされるよう措置を講ずるべきである。

II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1. エネルギー

(省エネ・クリーンエネルギー推進)

- 事業用自動車におけるクリーンエネルギー自動車の導入支援を行うとともに、原油価格高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等に対する省エネ住宅の購入支援等を実施すべきである。
- 住宅の断熱改修など、より即効性のある形で、省エネ対策等を実施すべきである。
- 次世代自動車等の開発・導入支援、機械化・自動化機器の導入支援など、省エネルギー化・地球温暖化対策に資する支援策の継続・拡充を図るべきである。
- 生活衛生関係営業者に対し、原油価格高騰対応への更なる支援を行うべきである。

(燃料供給の緊急対応策の強化)

- 事業者間の燃料融通の枠組を検討するとともに、LNG 上流開発投資へのリスクマネー供給支援、LNG 調達/管理における国の関与強化の方向性などについて検討すべきである。石炭供給網監視のための体制を構築すべきである。

(産油国・産ガス国等への増産の働きかけ)

- 首脳レベルを含む様々なチャネルを通じ、主要なエネルギー生産国や国営企業等への働きかけを政府一丸となって実施すべきである。
- I E AやG 7等の場を活用して、主要な消費国との連携を一層強化し、産油国への継続的な働きかけを行うべきである。
- 石油・天然ガスと金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開すべきである。

2. 原材料

(半導体製造の原材料等の回収設備補助等)

- 半導体製造用ガスや排ガス浄化触媒・パラジウム等の希少物資について、ロシア・ウクライナからの供給途絶の長期化に伴う今後の需給のひっ迫も見据え、リサイクル回収設備の導入等を通じて需給の安定化を図るべきである。

(半導体サプライチェーン協力枠組みの構築)

- 半導体生産基盤を有する有志国・地域による連携を通じて、半導体の安定供給を確保すべく、国際協力枠組みの構築に向けた検討を進めるべきである。

(レアメタルの安定供給確保)

- ロシア情勢の悪化に伴う世界的な資源獲得競争の激化を見据え、我が国企業によるレアメタル権益獲得事業等への JOGMEC リスクマネー支援を強化することにより、調達先の多様化を図るべきである。

3. 食料等

(化学肥料原料の調達支援対策)

- 調達国の多角化による秋用肥料原料の安定的な調達を支援すべきである。

(配合飼料の価格高騰対策)

- 配合飼料のセーフティネット基金の積み増し等により価格高騰の影響を緩和すべきである。

(国産米・米粉等の需要拡大等対策)

- 輸入小麦の原料代替に向けた国産の米・米粉、国産小麦を原料とする商品への転換、販路開拓のほか、国産小麦の生産拡大等を支援すべきである。

(食品産業の原材料高騰対策)

- 原材料の切替、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換、生産方法の高度化等による原材料コストの抑制等を支援すべきである。

(国産材への転換等支援対策)

- 国産材製品の緊急的な増産のための輸送費等、国産材製品への転換のための建築物の設計・施工方法の導入・普及を支援すべきである。

(水産加工業の原材料調達円滑化等対策)

- ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じている水産物を原料として使用している水産加工業者に対し、代替原料の調達に伴う輸送費増等に対する支援や販路開拓の取組を支援すべきである。

(ロシア漁業協定関係漁業者対策)

- ロシアとの間の漁業協定に基づく操業に不確実性が高まっている状況を踏まえ、関係漁業者に対する支援を行うべきである。

4. その他

(サイバーセキュリティ対策の強化等)

- サイバーインシデントによってサプライチェーンが分断され、物資やサービスの安定供給に支障が生じることのないよう、中小企業等におけるサイバーセキュリティ対策を支援するとともに、取引先への対策の支援・要請に係る関係法令の適用関係について整理を行うべきである。

(観光事業者への支援)

- 原油価格高騰等の影響を受ける観光関連事業者等に対して、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組みへの支援を実施すべきである。
- 新型コロナの感染状況やワクチンの接種状況を踏まえ、新たな Go To トラベル事業の開始についても検討すべきである。また、それまでの間も、感染防止策を講じつつ、地域観光事業支援により観光需要の喚起を図るべきで

ある。

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

(賃上げ・価格転嫁対策)

- 積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制の抜本的な拡充、赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率の引上げ、公共調達や補助金において、賃上げ等を行う企業に対する加点等の実施及び利用の促進を図るなど、あらゆる施策を総動員し、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現できるよう万全を期すべきである。
- 「転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日決定）」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったとき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進めるべきである。
- 物流の各分野（貨物自動車運送業、内航海運業、倉庫業等）において、燃料等の価格上昇分が適正に運賃・料金に反映されるよう、荷主等への周知及び法令に基づく働きかけ等を徹底して実施すべきである。
- 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図るべきである。
- 鋼材等の価格高騰について、官公庁船をはじめとする船舶の価格への転嫁が円滑に行われるよう環境を整備するとともに、国際市場における不当な廉売を監視するべきである。
- 歯科材料である金銀パラジウムの価格高騰に対応するために、7月の随時改定の前倒しも含めた措置を講じるべきである。また、代替素材の活用拡大についても検討すべきである。

(資金繰り支援)

- ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けている中小企業等の事業者（ロシア等と多くの取引がある事業者、国際決済の影響を受けている事業者も含む）の資金繰りに支障が生じないように、官民金融機関に対し、きめ細かな事業者支援を促すとともに、中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の更なる金利引下げを検討すべきである。
- 金融庁等において金融機関から資金繰り支援の状況等についてヒアリングを行うとともに、引き続き、条件変更等の取組状況の報告を求め、金融機関

の取組や事業者の業況をフォローしていくべきである。

- 新型コロナで影響を受けた事業者に対し、先般6月末まで延長した政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を含め、資金繰り支援に万全を期すべきである。
- 原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者、生活衛生関係営業者の資金調達の円滑化を図るべきである。

IV. 生活困窮者等への支援

(生活困窮者支援策の申請期限の延長)

- 生活困窮者への緊急小口資金等の特例貸付、生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限の延長を行うべきである。

(緊急小口資金等の特例貸付の返済免除条件の周知徹底・相談支援につなげるための体制整備等)

- 住民税非課税世帯が返済免除となっている緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付の特例貸付について、返済免除要件の周知徹底を行うとともに、返済の相談等に当たっては、困窮されている方々に寄り添った柔軟な対応を現場に徹底すべきである。また、自治体や社会福祉協議会等における相談支援に丁寧につなげるための体制整備を行うべきである。

(困窮者支援に取り組むNPO等の支援)

- 孤独や孤立に悩む方々に対し、一元的な相談窓口や連携基盤の構築などを通じ、支援に関する情報が隅々まで行きわたり、NPO等の円滑な活動を通じ、支援がしっかり行き届くような措置を講ずるべきである。困窮者支援や孤独・孤立対策の最前線で支援活動を行っているNPO等について、安定した事業運営、人材確保ができるよう支援措置を講じるなど、既存事業の拡充を図るとともに複数年で支援を行える枠組みを検討し、実現すべきである。(子ども食堂、住む場所の確保のための支援、ゲートキーパーへの支援など)。

(真に生活に困っている方々への支援措置の強化)

- コロナ禍において生活物価高騰等に直面し真に生活に困っている方々への支援金給付を含め支援措置を強化すべきである。
- あわせて、地域の実情に応じて地方創生臨時交付金を活用した支援を強化すべきである。

(居住支援法人等への支援)

- 居住支援法人等が行う住宅確保要配慮者の居住安定確保に関する活動等に
係る事業への支援を実施すべきである。

(学校給食等の負担軽減策)

- 食材費等の高騰による学校給食等の負担軽減策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援が可能となったところであり、自治体が学校給食費等の負担軽減のための支援に必要な経費を確保できるよう、当該交付金の拡充を検討するとともに、その積極的活用を自治体に強く促す必要がある。

以上